

令和7年第1回伊達市議会定例会
議案説明資料（追加）

議案名	資料名
議案第31号 伊達市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	伊達市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要
議案第32号 令和7年度伊達市一般会計補正予算（第1号）	1 伊達赤十字病院総合診療医確保・定着支援事業

議案第31号説明資料

伊達市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

令和6年8月8日に人事院から出された「国家公務員の給与に関する勧告」に基づき、国家公務員の給与等を定めた「一般職の職員の給与に関する法律」が改正されたことから、本市においても、国家公務員の給与に準ずるといふ基本原則に基づき所要の条例改正を行うことと併せて、通勤手当等の一部について、本市独自の改正も行うものである。

2 改正の内容

(1) 扶養手当（第1条及び第3条関係）

- ・配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額する。ただし、令和9年3月31日まで2年間の経過措置を設ける。

扶養区分	支給月額			
	現行	経過措置期間(令和7年度)	経過措置期間(令和8年度)	令和9年度以降
配偶者	6,500円	6,500円	3,000円	0円(廃止)
子	10,000円	11,500円	13,000円	13,000円

- ・届出等に関する規定を削除し、他の手当同様、規則に規定する。

(2) 通勤手当（第1条関係）

- ・交通機関の利用に係る1月当たりの支給限度額を150,000円に引き上げる。
- ・身体に障がいがある職員及び通勤が不便な職員のうち、自動車等による通勤距離が片道20キロメートル以上であるものに対する通勤手当の加算額を、5,000円に引き上げる。
- ・異動又は採用後の特急や高速道路の利用に係る通勤手当について、採用要件及び通勤事情の改善要件を廃止する。
- (3) 定年前短時間勤務職員の手当（第1条、第2条及び第3条関係）
- ・定年前短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）に対し、新たに住居手当及び寒冷地手当を支給する。
- (4) 管理職員特別勤務手当（第1条及び第3条関係）
- ・支給対象となる週休日等以外の日の勤務従事時間について、午前0時から午前5時までを、午後10時から翌日午前5時までを、午後10時から翌日午前5時まで以上に拡大する。
- (5) 単身赴任手当（第1条関係）
- ・本市への採用に伴う転居により配偶者と別居することとなった職員に支給する単身赴任手当について、採用要件及び任用事情の要件を廃止する。
- (6) 正職員の給料表（第1条関係）
- ・職員の早期昇格時の昇格メリットを拡大するため、3級以上の各級の初号付近の号俸をカットし、初号の給料月額を引き上げた新たな給料表を定める。
- (7) 寒冷地手当（第2条関係）
- ・大滝区以外に居住する職員の支給月額を、国家公務員の地域の区分に定める2級地相当額から3級地相当額に引き下げる。
- (8) 経過措置等（附則）
- ・正職員の給料表の改定に必要な号俸の切替えを行うため、所要の規定及び附則別表（号俸の切替表）を設ける。
- ・前述の扶養手当に係る経過措置等を規定する。

3 新旧対照表

(1) 伊達市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第10条 略 2 略</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とす。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第11条 削除</p>	<p>第10条 略 2 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第11条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶</p>

養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第11条の1 略

(1) 通勤のため交通機関（鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう（以下この条において同じ。））を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 及び(3) 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下この号において「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につ

き、それぞれ次に定める額（身体に障がいがある職員で規則で定めるもの及び通勤が不便であると認められる職員で規則で定めるものうちアに掲げる職員にあつては1,000円、イに掲げる職員にあつては1,500円、ウ及びエに掲げる職員にあつては2,500円、オからスまでに掲げる職員にあつては5,000円をその額にそれぞれ加算した額。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「特別急行列車等」という。）

を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃又は料金（以下この項において「運賃等」という。）の額から運賃等相当額（支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいう。第5項において同じ。）の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするもの）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額 に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

き、それぞれ次に定める額（身体に障がいがある職員で規則で定めるもの及び通勤が不便であると認められる職員で規則で定めるものうちアに掲げる職員にあつては1,000円、イに掲げる職員にあつては1,500円、ウ及びエに掲げる職員にあつては2,500円、オからスまでに掲げる職員にあつては3,000円をその額にそれぞれ加算した額。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号及び次項において「特別急行列車等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃又は料金（以下この項において「運賃等」という。）の額から運賃等相当額（支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするもの）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額 の2分の1に相当する額。

ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円

を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金額の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金額等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が認める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等とその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金額を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 略

第11条の6の3 略

2 第10条、第11条及び第11条の8の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第11条の6の4 第11条の6の2第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条の6の2第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等

(2) 略

4 前項の規定は、新たに 給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等

を利用し、その利用に係る特別料金額を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃相当額及び運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額並びに特別料金額等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員
の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

第11条の6の3 略

2 第5条第2項から第9項まで及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第11条の6の4 第11条の6の2第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条の6の2第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時

から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円

(2) 略

4 略

第11条の8 略

2 略

- 3 第11条の9の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、市が設置する居住用の家屋その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,600円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、第1項第1号、第2号又は第2項に掲げる額及び第1項第1号又は第2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額の住居手当を支給する。

4 略

第11条の9の3 略

2 略

3 新たに

給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員

以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円(同項の勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

第11条の8 略

2 略

- 3 第11条の9の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅(職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、市が設置する居住用の家屋その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,600円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、第1項第1号、第2号又は第2項に掲げる額及び第1項第1号又は第2号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額の住居手当を支給する。

4 略

第11条の9の3 略

2 略

- 3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が認める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員

には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4 略

別表第1 (第4条関係)

給料表

略

には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4 略

別表第1 (第4条関係)

給料表

略

(2) 伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例 (第2条関係)

改正案

(寒冷地手当の支給)

第2条 寒冷地手当は、前条に規定する職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次条において「基準日」という。)において在職する職員(常時勤務に服する職員及び地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員に限る。次条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。
(寒冷地手当の額)

第3条 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の居住地及び世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

居住地	世帯等の区分			その他の職員
	世帯主である職員			
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	略	
大滝区内に居住する職員	略	略	略	略
上記以外に居住する職員	25,100円	14,300円	略	9,600円

2～5 略

現

(寒冷地手当の支給)

第2条 寒冷地手当は、前条に規定する職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次条において「基準日」という。)において在職する職員(地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。)に対して支給する。
(寒冷地手当の額)

第3条 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の居住地及び世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

居住地	世帯等の区分			その他の職員
	世帯主である職員			
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	略	
大滝区内に居住する職員	略	略	略	略
上記以外に居住する職員	26,000円	14,500円	略	9,800円

2～5 略

(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第3条関係)

改正案

現

(給与の種類)

第2条 略

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

3 略

(給料表)

第3条 略

2 略

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号俸の数並びに各職務の級における最低の号俸の給料額及び号俸間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて定めなければならない。

(扶養手当)

第5条 略

2 略

(1)～(4) 略

(住居手当)

第6条 略

(1) 自から居住するための住宅を借り受け家賃を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）

(2) 略

(3) 第19条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第19条及び第20条において同じ。）が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、災害による公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要に

(給与の種類)

第2条 略

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

3 略

(給料表)

第3条 略

2 略

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号俸の数並びに各職務の級における最低の号俸の給料額及び号俸間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて定めなければならない。

(扶養手当)

第5条 略

2 略

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(5) 略

(住居手当)

第6条 略

(1) 自から居住するための住宅を借り受け家賃を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）

(2) 略

(3) 第19条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(管理職員特別勤務手当)

第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、災害による公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

より午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

（退職手当）

第17条 退職手当は、伊達市職員の給与に関する条例（昭和22年条例第1号）の適用を受ける職員の例によって支給する。

（単身赴任手当）

第19条 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第25条 第5条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

（退職手当）

第17条 退職手当は、伊達市職員の給与に関する条例（昭和22年条例第1号）の適用を受ける職員の例によって支給する。

（単身赴任手当）

第19条 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（組合休暇の許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第25条 第5条、第6条、第9条、第17条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(4) 伊達市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第27号）（第4条関係）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

(改正後の伊達市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第14条 略
2～6 略

(改正後の伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例第2条の規定を適用する。

(改正後の伊達市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第14条 略
2～6 略

7 新給与条例第5条第2項から第9項まで、第10条、第11条及び第11条の8の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(改正後の伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第15条 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の伊達市職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」とあるのは「地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び伊達市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第27号）附則第3条第5項に規定する暫定再任用職員」とする。

議案第32号説明資料

(単位：千円)

1 伊達赤十字病院総合診療医確保・定着支援事業

(1) 事業の概要

地域における医療体制の確保及び公的病院である伊達赤十字病院の医業収益の改善を目的として、市が提案する方策の一つである「総合診療医の確保・定着」の実現に向け、診療や病院運営のマネジメント業等を行う事業者が伊達赤十字病院に対するコーディネート業務を委託するための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
7,381	<ul style="list-style-type: none"> ・医療コーディネート業務委託料 7,381 主な委託内容 プライマリ・ケア機能の実装支援 総合診療医の受入れに向けた院内環境の整備 地域連携のための施策立案 ・委託期間 3年を上限（単年ごとに業務内容を見直しのうえ契約）

(3) 財源内訳

計	一般財源
7,381	7,381